

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年11月7日（月）16:35～17:44
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学法務研究科教授 |
| 委員 | 安藤 至大 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 委員 | 本間 正義 | アジア成長研究所特別教授
東京大学名誉教授 |
| 委員 | 安田 洋祐 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|----------------|
| 長井 俊彦 | 農林水産省経営局審議官 |
| 望月 健司 | 農林水産省経営局農地政策課長 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 淡野 博久 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 田中 聡明 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 法人農地取得事業について（法人農地取得事業のニーズと問題点調査の結果等）
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「法人農地取得事業について」ということで、農林水産省にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、事務局及び農林水産省から提出されており、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、事務局から5分程度で御説明させていただいた後、農林水産省から10分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方による質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長、議事進行をよろしく願いいたします。

○中川座長 お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございました。これから国家戦略特区ワーキンググループの「法人農地取得事業について」のヒアリングを行いたいと思います。

それでは、早速、事務局のほうからの御説明をお願いいたします。

○田中参事官 それでは、資料に基づきまして、議論の前提といたしまして法人農地取得事業のこれまでの経緯、あるいはニーズと問題点の調査の概要などについて簡単に説明させていただきます。

資料の2ページです。まず、法人農地取得事業のこれまでの経緯を簡単にまとめております。

まず平成28年3月の諮問会議で農地取得の特例が決定され、平成28年5月に改正法が成立いたしました。5年間の時限措置としてスタートいたしました。

そして、令和3年1月の諮問会議におきまして、ニーズと問題点の調査を実施すること、そして、特例の期限を2年間延長することが決定されたところでございまして、この令和3年1月の諮問会議決定を受けまして、今年の3月からニーズと問題点の調査を実施したということでございます。

続きまして、3ページ、法人農地取得事業の仕組みを簡単にまとめております。

一番上でございますように、農地法上、農地の取得・所有が認める法人は、下の四つの要件を満たします農地所有適格法人に限定されているところでございますが、矢印の下にございますように、国家戦略特区における特例といたしまして、農地所有適格法人以外の法人についても特例を認めているところでございます。

その際の要件といたしまして、法人の要件は四つございまして、特に①の地方公共団体が間に介在しているというのが大きなポイントでございます。地方公共団体が所有者から買い上げて法人に転売することが前提であり、また農地の不適切な使用の際には地方公共団体へ所有権を移転する旨の契約を締結することなどが要件となっております。

また、区域の要件といたしまして、担い手不足あるいは耕作の目的に供されていない農

地等の面積の著しい増加などが要件とされまして、政令で現在養父市が指定されているということでございます。

4 ページは、現在養父市において行われております法人農地取得事業の実績でございます。

法人農地取得事業が認められておりますのは7 法人ございますが、資料の真ん中辺りの※印にございますように、一つの法人は、今後、農地を所有する予定でございまして、まだ農地を所有しておりませんので、実績といたしましては6 法人ございます。この6 法人が、所有・リース農地面積全体としては約35ヘクタール、所有といたしましては1.65ヘクタールを所有しているという現状でございます。

5 ページは、先ほど申しました令和3年1月の国家戦略特区諮問会議の決定と最新の閣議決定である規制改革実施計画を参考までに付けておりますので御参照ください。

続きまして、6 ページ、先週の諮問会議に報告いたしましたニーズと問題点調査全体は後ろに付けておりますが、そのニーズと問題点調査の概要を1枚にまとめたものでございます。

一番上の○にございますように、調査は三つから成っております、①法人、農家、市町村に対するホームページ調査、②中山間地域を有する全ての市町村に対する調査、838対象で690ほど回答をいただいたものでございます。それから、③、これは①、②の方々の中からヒアリング調査も実施をしているところでございます。

調査結果の概要でございますが、第1弾のホームページ調査におきましては「活用する考えがある」が56、「活用する考えがない」が304、中山間地域を有する市町村に対する調査につきましては、「活用する考えがある」が54、「活用する考えがない」が308でございます。

具体の意見につきましては、後ほど付けさせていただいておりますニーズと問題点調査全体版には様々な意見を紹介させていただいているところでございますが、「活用する考えがある」、「活用する考えがない」を大きくまとめますと、【主な意見】にあるような形で整理できるのではないかと考えているところでございます。

具体的には、「活用する考えがある」が、「担い手不足や遊休農地の解消に有効な選択肢」、「営農の継続性・安定性が確保できる」、「経営の自由度が向上し複合的な経営が可能になる」。「活用する考えがない」につきましては、「農地所有適格法人やリースなどの現行制度で十分である」、「投機的な取得・撤退後の耕作放置・転用が懸念される」、「外国資本の流入や地域コミュニティとの共存等への不安」などでございます。

続きまして、7 ページ、こちらは先週の10月28日の諮問会議の議論の紹介でございます。

諮問会議にはニーズと問題点の調査が報告されまして、それに対しまして民間議員の方々から提出資料が出されております。それが①でございます。

具体的には、養父市以外でも一定の特例活用のニーズがあることが確認された。今回の調査で確認されたニーズに応えられる仕組みを早急に検討し制度化すべきである。

そして、総理の発言でございますが、②のところでございます。「調査において示された法人、農家、自治体等からの御意見等を踏まえながら、両府省が連携して本特例の取扱の検討を進めてください」ということでございます。

続きまして、8ページ以降は、10月28日の諮問会議に御報告いたしましたニーズと問題点調査の全体を付けております。こちらについては説明を省略させていただきます。

あと、15ページでございますが、参考資料といたしまして、区域会議で行っております法人農地取得事業の評価の概要、それから、16ページでございますが、国家戦略特別区域基本方針を御参考までに付けております。

内閣府からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、農林水産省のほうから御説明をお願いいたします。

○長井審議官 農林水産省経営局審議官の長井と申します。

それでは、農林水産省が提出した資料に基づきまして説明をさせていただきます。

2ページ、法人農地取得事業の現状でございます。

先ほど内閣府のほうから御説明ございましたが、本年10月末時点において6社が法人農地取得事業を活用されております。その6社の経営面積は、35.08ヘクタールであります。所有されている面積は1.65ヘクタールと全体の4.7%となっております。

さらに、ここに令和2年、令和3年、令和4年ということで、経年変化を書かせていただいておりますが、赤囲いで黄色になっているところがございますけれども、2年前に比べまして経営面積が30.1ヘクタールから35.08ヘクタールに拡大しておりますが、これは全てリースによって経営を拡大されているということでございます。この点についての留意が必要であると考えております。

続きまして、3ページ、先ほどニーズと問題点の調査について説明がありましたけれども、第1弾の結果を御覧いただきますと、「活用する考えがある」という者が56、「活用する考えがない」という者が304という形になってございます。

続きまして、4ページ、第2弾、これは中山間地域を有する全ての市町村に対する調査を実施したところ、690の回答があったところでございます。

ここで、まず、この法人農地取得事業を知っていたかどうかということについて見ますと、690のうち478が知らなかったというような状況になっているということでございます。それを踏まえまして「法人農地取得事業と同様の仕組みを活用する考えはあるか」ということに対しまして、「活用する考えがある」と回答された者が54、「活用する考えはない」とされた者は308でございますが、その右側に「よくわからない」、これは事業を知らないということでもありますので、そういった者が多く「よくわからない」と回答されたと思っておりますけれども、いずれにしましても、この「活用する考えはない」と「よくわからない」を加えますと635の方が、要は、活用する考えについては持っておられないということではないかと考えております。

続きまして、5ページ目、第3弾調査のヒアリングの結果でございます。

先ほど、内閣府が簡単に御説明をされており、重複する点もあろうかと思いますが、私のほうから説明させていただきます。

左側の「活用する考えがある」と回答された方でいいますと、「担い手不足や遊休農地等の対応に有効な取組・選択肢である」、あるいは、「資本力のある一般企業に農地所有を認めることで、相続を理由とした農地売却の相談に応えられる」、「自社が生産まで責任をもって取り組む」、「選択肢の幅が広がり経営資源の投入が進みやすい」、あるいは、「研究開発を推進し、イノベーションが生まれる」、「長期的・安定的な農地の確保や設備投資のためには所有もさせて欲しい」、こういった意見もあったところでございます。

一方で、この右側の「活用する考えはない」という方から多く回答いただいていると思いますが、かいつまんで申し上げますと、例えば、「集落営農など地域の担い手に農地を集積したい」、あるいは、「農地を所有したければ、農地所有適格法人を設立すればよく、新たな選択肢は必要ない」、「経営の大半はリースであって、規模拡大もリースが中心である」、また、「農地を所有すると、初期投資や税金がかかる。貸借対照表も重くなるためリースが最もよい」、「購入すると採算が合わなくなるため長期で借りている」、「遊休農地は借りないし、買わない」、「地元の農家は大企業と闘う体力がないため、耕作条件のよい農地が買い占められる」、「農用区域内の農地について「貸しはがし」の実態はない」、「撤退、農地転用、草刈り等の共同作業に参加しない、コミュニティーや農村文化の崩壊等の懸念がある」、「外国資本の企業の農地所有が可能になって、日本の農地が守れなくなるおそれがある」、「市町村による農地の購入は財政的に難しい上、耕作条件が悪い農地を市町村が買い取っても一般企業が買ってくれる保証はない」、こういった意見もあったところでございます。

続きまして、6ページ目は、前回、令和3年に国家戦略特区法の審議をされた参議院の地方創生及び消費者問題に関する特別委員会において附帯決議をいただいております。その中で主なポイントとしては2点ございます。

1点目は、養父特区で弊害がないことをもって特区の全国展開、実施期間の再延長を行わないこと。

2点目は、ニーズと問題点の調査及び結果の判断に当たっては、株式会社等の農地所有に関する懸念を十分に踏まえることといったことの決議をいただいているところでございまして、こうした立法府の決議を十分に踏まえて検討する必要があるものと考えているところでございます。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から、今の事務局、それから、農林水産省からの御説明に対して、御質問、御意見をお伺いできればと思います。

では、本間委員、お願いします。

○本間委員 御説明、ありがとうございました。

この問題については、長い間議論してきて、今回調査を行っていただいたということで非常にありがたく存じます。その結果についても、今後さらに分析する必要があるかと思いますが、非常に大きな結果が出ていると思います。そう言いますのも、活用する意向が個人的にはかなり多いと感じているからです。

これまでの経緯も踏まえて懸念する人たちがいる、あるいはリースで十分だという人が多いのも予測されたことであって、それに対して、活用する条件を整えよということも含めて言いますと、相当に多くのプラスと言いますかポジティブな答えをいただいている、一方、「活用する考えがない」ということに対する意見というのは、むしろうまく行っているところであり、彼らに対してはそのままやってくださいということだと思います。問題は、「活用する必要がある」と思っている人たちのニーズをいかに掘り起こしていくか、今後、もっと具体的なニーズというものを掘り起こして、さらに調査を重ねていくことが必要だと思うのです。ですから、この調査を、あるいは結果をそのままにしておくのではなくて、さらに、特に「活用する考えがある」と答えている法人ないし個人、あるいは自治体について更なる調査を行ってほしいというのが要望であります。

それから、もう一つは、「活用する考えはない」という方々の中で、懸念として上がっているものをいかに潰していくか。活用を実施していったときに「活用する考えはない」という意見の中で、様々な懸念がある場合、彼らとどうやってその実施に向けてコンフリクトがないような形で進めていくかということが重要だと思っています。質問というよりはコメントになりますが、農林水産省の考え方を伺いたいと思います。

加えて、実施の条件としているところの状況というのが、この養父市の制度ができたときよりもかなりシビアになっていると思います。例えば耕作放棄地の拡大だとか担い手不足というのは、数年前よりも遥かに加速して今進んでいるということにおいて、さらに選択肢の一つとして法人による農地取得という選択肢を与えて様々な取組を行っていくことが必要であると思っていますので、そのあたりを併せて農林水産省の今回の結果に対する見解を伺いたいと思います。

○中川座長 それでは、まず本間委員の今の御意見に対しまして、農林水産省の御意見をお伺いできればと思います。お願いします。

○長井審議官 発言させていただきます。

活用する考えがあると答えている方々への更なる調査というお話でございますが、先ほど色々とヒアリングなりの結果を報告させていただきましたが、これも含めて色々具体的にお聞きしている範囲においては、我々としてはすぐにこの事業を具体的にやりたいというようなニーズまではなかったのではないのかなと感じているところでございます。

それから、このアンケートから出てきております懸念については、懸念を潰していくというところは、かなり難しい面が多いのではないかと考えております。要は、農地所有適格法人でやっていけばいいのではないかと、リースで十分であるというようなお話も随

分伺っておりますし、また、地域社会なり地域の農村・農家との関係とか色々なことがございますので、懸念を潰すというのはなかなか難しい部分があるのではないかと考えております。

○本間委員 この法人農地取得事業を知らなかったという回答も多いわけで、そこは制度の周知と、それから、その使い方についてもっと宣伝と言いますか周知徹底するということが必要であるということが1点。

それから、もう一点は、具体的にどういうことをしたいかということをもっと質問として挙げていけば出てくると思います。したがって、そこをもう少し掘り下げるような形の調査が必要だという要望を述べて終えたいと思います。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、四方から手が挙がっていますので、手を挙げた順番は必ずしも明確ではないのですけれども、

堀委員、阿曾沼委員、菅原委員、安藤委員、それから、落合委員の順番でお伺いできればと思います。まず、堀委員、お願いします。

○堀委員 ありがとうございます。

農林水産省に御質問ですが、まず今、ニーズの点についてお話がありまして、活用する考えがあるところは、ニーズがあった場合には活用するというような程度の検討状況ではないかという御指摘があったかと思えます。農林水産省提出資料の4ページの資料を拝見しまして、「活用する考え」があるというのが54という分類でございますが、そのうち「その他2」という箇所の注記に「今後、ニーズがあった場合、活用を検討」というのが確かに記載されているのですが、その他の52の考えに関しましては、こちらはもう確定的に活用するというお考えではありませんでしょうか。先ほどニーズがないとのお話の中で、活用の考えがあるとしても少し抽象的だというような説明もあったように思うのですが、整理いただいている調査結果と比較して、抽象的だという評価は当たらないのかなと思った次第でございます。

もう一つ懸念のところでございますが、色々と法人が農地を取得することによって懸念があると、それはなかなか覆しがたいというお話がございました。3ページ目の資料、これは内閣府の事務局の資料ですが、法人として農地の取得、所有が認められるのは、①で農地は地方公共団体が原所有者から買い上げ、法人に転売するということが前提となっていて、不適正な利用の際には、所有権を地方公共団体へ移転するという旨の書面契約を締結すると書かれておりまして、何か懸念が発生したような場合、不適切利用が認められたような場合には戻すことが認められる要件、特区としての特例要件となっていると承知しています。

このような枠組みでも、なお懸念が解消されないというのはどのような場合なのか。多くの場合、放棄されてしまうのではないかとか、不適切な利用が見込まれるのではないかと、そうした懸念の場合には買い戻すと、所有権を戻せということは言えるということになる

と思いますので、解消ができるのではないかと思うのですが、残る懸念とはどの点にあるのかお知らせいただけますでしょうか。

○中川座長 それでは、農林水産省、2点お願いします。

○長井審議官 ニーズのほうで残りの52というお話がございましたけれども、農林水産省提出資料の5ページの資料でも、「活用を検討したい」とか、「対応策の一つになり得る」とか、語尾をよく見ていただくとそうなのですが、要は、将来的にそういうことは考えられますねというようなことが、具体的に聞いてみるとそういう意見が多いので、このところは、区別の仕方は色々あるとは思いますが、我々が色々ヒアリングの中で聞いている範囲においては、具体的に、例えば予算上の手当をすとか、企業でやりたいというような話が来ているとか、そういうところまでの話というのは、伺ったものはなかったという意味で先ほど申し上げたということでございます。

それから、懸念の点につきましては、例えば、同じ農林水産省提出資料の5ページのところにもありますけれども、確かに撤退という話は、先ほど委員からお話があった点がございますが、「草刈りとか水管理などの共同作業に参加しない」とか、「コミュニティーや農村文化の崩壊等の懸念がある」というような話。あるいはそもそも市町村がやるということに関して言いますと、その下にありますように、要は、「市町村による農地の購入が財政的に難しい上に、耕作条件が悪い農地を市町村が買い取ってもそもそも買ってくれる保証がない」というような部分もございます。

それから、下のほうにありますけれども、「外国資本の企業の農地所有が可能になるのではないか」ということについては、これは色々なところから意見が出ておりますので、そういう意味では、そういった懸念もまだ解消がしがたいものではないかと考えております。

以上でございます。

○堀委員 お答えが不明確なので確認しますが、今の懸念の点につきましては、私の質問は、地方公共団体が不適切利用の場合に買い取るということを制約させたような場合でも解消できない懸念というのはあるのでしょうかという質問でございます。今の点は、買ってくれる保証がないのではないかとか、そうではなくて、地方公共団体が買い取ることをしっかりと確認できるような場合でも、なお問題があるというようなお話なのでしょうか。

○中川座長 農林水産省、お願いします。

○望月課長 農地政策課長の望月でございます。

先ほど、長井のほうから申し上げましたが、例えば、この場合、地方公共団体が買い取るのは、企業が農地を不適正に利用した場合に買い取ることになります。逆に言えば、適正に利用した場合には買い取ることはなりません。適正に利用した場合であっても、先ほど申し上げましたが、草刈りとか水管理の共同作業に参画しないとか、それから、コミュニティーとか農村文化の崩壊につながるのではないかとか、あるいは、外国の方が農地を買われるのではないかとといったことについて懸念が示されていると。これは、先ほどの

地方公共団体が買い戻すということではなくて、ちゃんと農業をやるという人であったとしても懸念があるという意見だったと承知しています。

○堀委員 ちゃんと農業をやられる方が買われたような場合で、適正に利用していただいているのに、なぜそこが問題になるのかということが正直分かっておりません。それが法人だからという理由だけで排除されるようなものなのか、外国人だからダメだということなのか、そこは論理的な御説明になっていないのかなと思いました。懸念というものをそうした印象論で語り、具体的に制度整備を排斥されてしまうというのは非常に問題かと思っております。

また、ニーズの点でございますけれども、具体的に制度ができれば手を挙げる人が出てくる、手を挙げることができる、初めてそういうことができるようになるということでございますので、今何か具体的な会社が手を挙げていないということをもってニーズがないとおっしゃっていただくのは、ニーズの調査の在り方として不適切かなと思いました。

いずれにせよ、まず、制度を知っていた人が690のうち212しかいない、その中でも活用する考えがあるとおっしゃられているのが54ということですので、この数字を少ないと切り捨ててしまってよろしいのかどうか、一定のニーズがあるということであれば、そこは検討を進めるという方向性もあり得るのではないかと思っております。

○中川座長 ありがとうございます。

私は堀委員のおっしゃっていることが最もロジカルだと思うのですが、ほかの委員も手を挙げていらっしゃるので進みたいと思うのですが、農林水産省様のほうから、堀委員に農林水産省は十分お答えいただいているのではないかとということをお指摘いただいておりますが、何か特段ございますか。

○望月課長 特段ございませんので、ほかの委員の方の御質問を伺いたいと思います。

○中川座長 では、ほかの質問をしていただきます。

それでは、阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。阿曾沼でございます。

堀委員、本間委員のお考え、前提と全く同様でございますが、基本的に知らなかったという方が多いアンケート、それで現状と養父市の成果、結果、それから、法人が取得するという前提条件を皆さんが理解、認識した上で、このアンケートに答えたとは思えません。また、アンケート結果の農林水産省の評価は恣意的及び情緒的であると感じています。

その前提でお話を申し上げますが、2016年、この特区の特例がオーケーになったその以前から、実は同じような懸念を農林水産省の方がずっとおっしゃっていらっしゃいました。その前提で我々特区委員と相当な議論を進めてきたと認識しております。議論の過程で、特に大きい懸念として産業廃棄物の廃棄場所になってしまうのではないかと。それから、地元の農家との調和が取れずに地元の農業全体の調和を破壊してしまうのではないかと。それから、転売の懸念。転売する先がどこになるか分からない、そういった懸念というものが強く示されて、その議論の結果として自治体が間に入って自治体が責任を持ってきちんと

精査をし、その精査した内容についても公表し、そして、問題が起きれば買い戻すという条件を付して農林水産省と協議をしました。この三つの懸念、先ほど言った三つの懸念がなければ全国展開をするという前提でこのメニューができていると理解をしています。

その後、「いや、実は数が少ない」とか、「農地のシェアが少ない」とか色々おっしゃったわけですが、本来数とかシェアが評価の対象にすべきではなくて、我々は選択肢を増やすという事を重視して特区メニューとしたわけです。ですから、リースをやりたい方はリースでもいいわけです。再度また昔話をした懸念を繰り返して、「問題だ、問題だ」ということについておっしゃるのは理解ができませんね。

それから、もう一点、懸念があることは当たり前でありますから、懸念点を踏まえて、養父市が実施している事業をより良くし強化するためにどういう施策が必要なのかということについて具体的に検討いただきたいと思います。

○中川座長 農林水産省、お願いします。

○長井審議官 今、過去の制度の経緯のお話もございましたが、先ほど申し上げたアンケート結果を見ても、色々な地域の懸念とか、様々今まで我々が申し上げてきたものについては、アンケート調査の現状の結果においても同じような状況になっていると考えているところでございます。

あと、養父市が実施している事業を強化するというところでございますけれども、先ほど私のほうから説明させていただいたように、これは養父市について行われている事業についても、所有自体は、全体の経営面積の5%未満でありまして、リース方式で全て拡大されていると。

○阿曾沼委員 申し訳ございません。私は、数とかシェアを評価の対象にすることがナンセンスだと申し上げています。それについての御回答をいただきたいということと、それから、懸念というのは100、ゼロになるのですか。100、ゼロにならないとすれば、どの懸念をどのような具体的な方策で対処すれば、養父市のやり方を全国展開できるのか、その前向きな御回答が欲しいのです。前向きな回答が一切できないというのだったら、その理由について、もう少し個別具体的に、きちんと論理的に、客観的に、合理的にお話をいただきたいということです。今、途中まで回答を聞いても同じ回答なので、これ以上聞いても仕方ないなと思っております。

○望月課長 農地政策課長の望月でございます。

先生がおっしゃる調査の前提ということで言いますと、養父市の特区の仕組みにつきましては、内閣府と共同でしっかりと市町村の方々に説明させていただきました。その上で今回の調査結果になっているということでございます。これは事実関係でございます。ですから、これが非常にロジカルではないとか言われても、これは市町村の方々がどう受け止めたのか、法人農家がどう受け止めたのかという話でございますので、我々はこの一つ一つについてコメントはできません。

阿曾沼委員は今、全国展開と話もされましたが、先ほど私どもが22ページで申し上げた

ように、これは私どもの委員会ではなくて、改正の国家戦略特区法、令和3年の改正のときに国会で附帯決議が出たということでございます。あくまで参議院の地方創生及び消費者問題に関する特別委員会という別の委員会での決議ということでもありますので、立法府の方々の意識というのはこういう意識であるということをお紹介させていただいたということです。

○中川座長 それでは、次の委員の質問に移らせていただきます。安藤委員、お願いします。

○安藤委員 私からは基本的に感想でお返事は要らないのですが、まず、農林水産省提出資料の5ページで、農業者や農業関連法人からの否定的な回答については、自分は必要ないという回答は、はっきり言って意味がないと思っています。それではなく、他人がやることを防止したいという回答についてどのくらい根拠があるのかということをおきっちり検証すべきだと思っています。ただ、その中には、企業がライバルとして登場することを嫌がっている、こんなケースもあり得るわけですし、消費者にとっては利益になっている、そんなことも考えないといけない。

農林水産省にお願いしたいのは、現在の農業者を保護することではなく、それも大事なのですが、国民全体の利益の観点から、消費者や新たに農業に参加したい人のことももっと考えてほしいという点です。

耕作放棄や転用などというのは、今までも農家がやっているという実態があります。そのことを踏まえると、それよりも取り戻せるという意味では、現状よりも安全な仕組みだと捉えることすらできるわけです。また、水の管理等も、法人でなければ適切に振る舞うかといったら、これまで御高齢の方が農業をやっていたのが子どもたちの代に引き継がれたときに割り切った活動をしてもおかしくないと考えます。同じ問題は法人、個人問わずあるわけですから、しっかりとしたその点についての仕組みづくりが求められており、その辺を排除することではないかなと思います。

最後に、実績として所有が増えていないではないかという話ですが、ルールができてから購入するにしてもタイミングというものがあります。よい条件の農地は現在の所有者が当然手放さない。また、高値でもいいから無理してでも購入するというのではなく、ある意味安く入手できる機会があれば購入する、それまで待つというのは自然な対応だと思います。そのためにも制度を準備しておくことに意味があると思っていますので、現在の農林水産省の御説明はなかなか理解に苦しむ点があるなというのが正直な感想です。

○中川座長 ありがとうございます。それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今回の養父市の事例をポジティブに受け止めて、選択肢の一つとしてきちんと整備するかという前向き姿勢が必要だと思っています。

一つ質問ですが、農林水産省として養父市の今回の取組については調査されているのかどうか。

養父市以外の地域に対する調査も必要ですが、実際に取組んだ方々に、丁寧に調査をするということは必須だと思います。養父市のホームページを見ると、第三者である神戸大学が効果検証をして、それなりの評価と課題も掲げています。農家の方々だけではできない6次産業化の知恵や、ITや技術革新を農業でどう取り込むかなど非常に前向きな結果も出ているようです。まだ詳細に読んでいないのですが、こうした検証をきちんとした上で、リースや適格法人もあります、それぞれメリット、デメリットなどを整理した上で、いかにこれを展開するかを考えていくということが必要だと思います。

養父市の取組は中間山地の農業モデルになり得るのではないかなと思いますし、そうしたモデルを作っていくということは、長年抱えている農業の課題を解決する一つの手段としても非常に重要で有効だと思います。

現在、岸田政権の重要政策として賃上げを掲げていますが、農家の所得を上げる観点からも、こういう選択肢を一つ設けることは有効なのではないかと思います。繰り返しになりますが、養父市の調査・検証を具体的に農林水産省としてされているのかをお答えいただければと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

農林水産省、お願いします。

○長井審議官 養父市に関して申し上げますと、これまでもこのワーキング等において養父市長から、養父市における法人農地取得事業に関してのお話を伺っておりますが、また、法人農地取得事業を活用する6社に関しましては、経営面積とか所有面積の推移、農地の利用状況等を調査しているところでございます。

以上でございます。

○菅原委員 分かりました。

東京に来ていただいたり、オンラインで聞くのもいいのですが、ぜひ現場に行って調査をしていただきたいと思います。私が伺った際には、地域の方々との信頼関係も築きながら、ある種のエコシステムを作っているというイメージを受けましたので、ぜひ調査をし、今後の進め方を考えるべきだと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明、ありがとうございます。私のほうからも何点かコメントをさせていただきたいと思います。

一つが、先ほど堀委員と議論されていた中で、法人の場合だとコミュニティーに参加しないといったことや、外国の企業がといったお話があったかと思います。しかしながら、こういった問題というのは、個人であれば起こらないことなのかというと、必ずしも農地を所有している方が耕作放棄地にしていないわけでもないですし、当然ながら、耕作放棄地になっているような場合にはコミュニティーに参加していないと評価すべきだと思います。こういった場合について、個人の場合について何らかの調査をされていたり、もしくは、

こういった可能性があるような場合に、何らかの制裁のようなことをされていたり、もしくは土地を保有できないようにするための検討が行われているのかを伺いたいと思います。

これは法人の場合以上に、現実存在している弊害だと思いますので、それを何もしていないという中で、法人のほうだけ殊さらおっしゃられるのは、法人のほうにむしろ事業を継続することに対して、一定の管理監督であったり、長期間の存続ということもあり得るとも考えられます。こういった点についてどのように現状で対応されているかを伺いたいというのが一つです。

二つ目が、リースに関する部分です。今回のアンケートの中でも、農地所有適格法人について、どうしても資本力が劣り、農地のほうに資本を回せないとか、リースであると返却の求めに応じざるを得ないという話や、地域の活性化や企業のイノベーションにつながるといったような意見もあるということで、ここは、適格法人のほかに新たな制度を設けることによって選択肢を増やすという場面だと思います。これは別に過半数を超えなければ新しい制度を導入しないという類のものではなくて、一定程度の合理的なニーズがあれば、複数の参入手段を確保するということは、ほか分野の制度において通常存在する方法であると思います。

必ず制度というものを一本化しないといけないということではないと思いますし、様々な制度がある場合には、それぞれ一長一短があることが通常です。その中でどう選択肢を確保していくかということではあると思いますので、今回の調査の中で、少なくともリース等、現行制度で十分であるという意見で固まっているわけではないように思っています。この2点目については意見ですので、1点目についてお答えいただければと思います。

○中川座長 それでは、農林水産省から1点目のコミュニティーに参加しないかもしれないということについて、法人を特別扱いする理由が分からないについてお答えをお願いします。

○望月課長 農地政策課長の望月です。

今御指摘いただいた点で、落合委員からは、個人であれば起こらないかということではないと。例えば遊休農地の話、そういうことだと承ったのですが、その回答でよろしいですか。

○落合座長代理 遊休農地のこともそうですし、ほかにそういった地域コミュニティーに参加していないことも懸念となるというお話で、それを守る必要もあるというのが御回答だったと思います。そのあたりについても、どう対処されているかも伺えればと思います。

○望月課長 まず、コミュニティーの話で申し上げますと、確かに、例えば個人の方でも出耕作に行っている方は、行った先でのコミュニティーへの参加不足ということがあってもかもしれませんが、農村社会の実態から申し上げて、大体顔が分かる範囲で皆さんいらっしゃるという実態にあります。そういうことで、これは比較論かもしれませんが、遠くにいる法人というよりは、むしろ近くにいる個人のほうがまだコミュニティー感があるのではないかと受け止めているのではないかと考えられます。

それから、個人の方と法人の方の差でございますけれども、我々としては遊休農地にしてしまった場合に、それは個人であろうと法人であろうと、同じように勧告措置なりをして、遊休農地の解消に向けた取組を進めています。そして、違反転用をした場合でも、同じように違反転用に対する是正命令を出しているということで、個人と法人を別に差別しているわけではないということを申し上げておきます。

それから、リースの話をしていただきましたけれども、例えばリースだと返却のおそれがあるという話をいただきました。これは私どもも第3弾調査の中で、法人の方と御議論させていただいた際、特に「活用する考えがある」という御回答された法人と話した際には、「リースだと10年なので、返せといわれると嫌だよ」という話をいただきましたが、「実際制度としては50年ありますよ」というお話をしたところであります。「それだとリースと所有も変わらないかもしれない」という御回答をいただきましたので、ここは「リースだから期間が短い、返せ」というわけではないと考えています。それから、我々の中でも、農地法の世界では、「リースだからすぐ返せ」ということができない仕組みにしていますので、そこはいたずらに「貸しはがし」はないのではないかと考えているところでございます。

○落合座長代理 御説明、ありがとうございます。

一つ、先にお答えいただいたほうでは、現行では、そうすると耕作放棄地については、調査であったり、対処を既に個人の場合についてされていて、それで懸念は解消されているということでしょうか。

○望月課長 まず、個人に対してやっていることにつきましては、勧告をしていると申し上げました。勧告した場合には、例えば農地の固定資産税を2倍に措置しているというところでございます。では、これで解消されたかどうかという、いざ、財産権の問題が絡んで来て、解消されているところもあり解消されていないところもあるというのが正直なところでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

財産権のお話もあるということではありますが、そもそも徹底的に対応されているわけではないということが逆に明らかになったのではないかと思います。

また、先ほどおっしゃっていただいていた中で、法人は遠くで個人は近くとおっしゃられておりましたが、必ずしも、例えば相続などを経た場合、個人が近いのかどうか、その相続人が知っている人であったかどうかは、分かる方とは限りませんし、法人であれば必ず遠くにいるかという、必ずしもそういうことではないと思います。むしろ耕作するのであれば、その地域に何らかの実態がなければできないわけですので、その部分については、実際に存在する状況とはかけ離れた議論をされていたように思います。

また、リースについては、リース自体が返却の可能性がどうかについて議論すること自体もあり得るとは思いますが、リース以外の手段も使いたいという意見が一定数あるということ自体が、ニーズ調査の意義としては十分価値があるものになっていると思います。

で、そういった点を踏まえて御検討いただきたいと思います。

以上です。

○中川座長 それでは、事務局と安田委員から手が挙がっていますので、事務局、それから、安田委員の順番で、続けて御発言をお願いできますでしょうか。

○三浦審議官 事務局でございます。

少し議論が前になってしまったのですが、コミュニティーとの関係です。草刈り等で問題になったとき、今の特例ではどういう扱いになっているかという点の補足でございます。法文上は、まず、「農地の所有権の取得後において、農業委員会が通知を行った場合その他農地を適正に利用していないと自治体が認めた場合」には買い戻しになります。

どういった場合に農業委員会が通知をするかというのは、四つカテゴリーがありまして、「農地を適正利用していない場合」、それから、「農地において行う耕作の事業によって周辺地域における農地の効率的利用の確保に支障が生じている場合」、「地域のほかの農業者との適切な役割分担の下に農業経営ができていない」、「法人の業務執行役員のいずれもが耕作の事業に常時従事していない」、少し言葉をはしょっておりますが、そういう4カテゴリーになります。

それから、元々の特例の要件として、「法人が地域の農業におけるほかの農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる」ということが要件として規定されておりますので、これを満たさなくなれば区域計画の変更または取消しになるということだと思います。

したがって、具体的な態様によるかと思いますが、もし地域で問題があって、それが今言った要件を満たさないとみなされる場合には、制度的には今のような形で是正がなされるということですので、若干議論の前提として補足をさせていただきます。

○中川座長 ありがとうございます。

委員から出ている意見で、今の市町村が間に入ったり、不適切な農地利用防止の契約を結ぶというような制度の中で、色々な懸念点というのはかなり解決できるのではないかということについて、コミュニティー活動についての参加などもそれに含まれているというような補足説明をいただいたということで、委員の方々も多分それを前提にしてお話をいただいているのと思いますが、明確にさせていただいたと思っております。ありがとうございます。

それでは、安田委員、お願いします。

○安田委員 様々な懸念点をめぐる議論というものが農林水産省と委員の間であったかと思うのですが、重要なのは、菅原委員が指摘された、養父市でそういったことが起きたのか、養父市で何が起きたのかということです。国家戦略特区を使った実証実験なわけで、そこで農林水産省がおっしゃっているような懸念点がかなり露骨な形で出てきたとなれば、それは当然精査すべきだと思うのですが、現時点で出てこなかったのであれば、今日のこの議論で上がってきている懸念というのはあり得なくはないのだけれども、理屈としては

あり得るのかもしれないのですけれども、そこまで気にする必要があるのかというのは私自身も疑問に感じました。阿曾沼委員もゼロか100ではないだろうという話をされましたが、そういった潜在的に起こり得る話を延々としていると話が先に進まないなと思いました。

養父市を見て何が分かるかということで、これも菅原委員が言及されていたと思うのですが、神戸大学の方の研究が公開されていて、実際にこの制度を活用した企業の意見、それが公開されています。例えばで言うと、農地を取得することで、農業を営むという覚悟と本気度を示すことができ、地元の信頼、協力が得るようになったみたいな意見、これは株式会社Amnakですけれども、そういったリースではなくて農地取得をすることによって、きちんと自分たちが地元の人たちとのコミュニケーションをしやすくなるというポジティブな側面について、具体的に述べている活用者がいます。

ほかにも、リースではないこととして、自分自身が土地を持っているので投資をしやすくなる、予見可能性が高まるということも、直接この国家戦略特区で新たな仕組みを活用した企業から生の声として出ています。こういったメリットというのは、起こるかも分からない、現時点で上がっていない懸念と比べていても、今後、政策を全国展開する上では、より高い、重いウエートを付けて評価すべきではないかと個人的には思います。

今回の議論で色々と、ひよっとしたらああかもしれない、こうかもしれないという話はあったのですが、具体的な利用者の声とか、きちんと解釈を伴う数字みたいなものをもう少し重視して、今後の検討会で議論を進めていくのがいいのではないかと感じます。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

安田委員、特に御回答は求めないということによろしいですか。

○安田委員 はい。そうです。

○中川座長 ほかに特段何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、今日の議論を総括しますと、農林水産省からは、法人農地取得事業の懸念点についてお話をいただいたところでございます。一方、ワーキングの委員の先生方からは、様々な点につきまして、今回の調査、それから、農林水産省のお答えを聞きながら、養父市における取組も相当の実績、効果が見られるということ、そういう認識の中で、今回のニーズと問題点の調査でも一定のニーズの確認ができた、そういうことを踏まえながら、それを再確認いただいたということ。

それから、委員のほうからは、やはり選択肢を増やすための制度化だということをもそもも前提にして議論を進めるべきである。あるいは、今、養父市で実験されている制度自体が、様々な安全装置を備えたものであるということについて、それを踏まえた上で、これは新たな制度化に向けた検討が必要だろうという発言がほとんどだったと思っております。

本間委員からも、さらに検討と言いますか調査をいただいたほうがいいのではないかとということも最初にいただきましたけれども、法人農地取得特例に関します現場の方々の声

をより詳細に把握することがおそらく重要ではないかなと思っています。このため、次回のワーキンググループヒアリングにおきましては、法人、それから、自治体など、関係する方々にお越しいただきまして、再度ヒアリングを行って議論を深めることとしたいと思っています。そのような進め方で農林水産省あるいは委員の先生方にはまた議論をいただくこととなりますが、どうぞよろしく申し上げます。

何か特段発言をお求めになる方はいらっしゃいますでしょうか。

おりませんでしたら、今回の法人農地取得事業に関します国家戦略特区のワーキンググループヒアリングをこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。